

●香川県選挙管理委員会告示第39号

平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

令和8年6月19日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1～3 略			1～3 略		
4 老人ホーム			4 老人ホーム		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
特別養護老人ホームまほろば	略		特別養護老人ホームまほろば	略	
特別養護老人ホームとよはま荘	略		特別養護老人ホームとよはま荘	観音寺市豊浜町和田浜 1575—1	昭和54年9月6日
特別養護老人ホーム豊恩荘	略		特別養護老人ホーム豊恩荘	略	
略			略		
5・6 略			5・6 略		